

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和3年8月4日（水）13時52分～15時20分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第1会議室	
出席者	公益代表委員（2名）	石塚孔信 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	喜納浩信 白石裕治 日高実禎（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩重昌勝 内 道雄 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 最低賃金を引き上げやすい環境整備について（7月21日経済財政諮問会議） 2 雇用調整助成金等リーフレット 3 事業再構築補助金の概要 4 中小企業等事業再構築促進事業リーフレット 5 経済・物価情勢の展望（2021年7月・日本銀行） 6 鹿児島県金融経済概況（2021年7月1日・日本銀行鹿児島支店） 7 県内景況（2021年7月30日・鹿児島銀行、九州経済研究所）	

○ 山本部会長

ただ今から、令和3年度第3回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。
先ず、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田室長

本日は、公益委員の松枝委員が欠席されておりますが、8名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 山本部会長

ありがとうございます。本専門部会は成立しているとのことですので、それでは、早速審議に入りたいと思います。
まず、事務局から本日の資料等について、説明してください。

○ 勝田室長

本日配布の資料について、ご説明いたします。
資料1は、第2回の専門部会資料にも配布させていただいておりますが、中小企業・小規模事業者に対する支援策についてです。
資料1は、前回もご説明いたしましたとおり、7月21日の経済財政諮問会議において、最低

賃金を引き上げやすい環境整備について示された資料となっています。

前は、5ページの業務改善助成金につきまして、ご説明させていただいたところです。

その後、4ページの雇用調整助成金と6ページの事業再構築補助金について、詳細等が公表されましたので、資料として配布しております。

雇用調整助成金については、施行にあたっては、厚生労働省令の改正等が必要になりますので、現時点での予定となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を促す観点から、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の特例措置について、次の対応をとる予定となっています。

一つ目が、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時以上を確保する予定です。

二つ目が、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する予定です。その概要は、資料2のリーフレットでご確認ください。

次に、事業再構築補助金については、経済産業省の所管となりますが、資料3、事業再構築補助金の概要と資料4のリーフレットでご確認ください。

資料5以降は、直近の経済情勢資料として参考までに配布させていただきました。

資料はございませんが、まず、事務局が把握している全国の結審状況を報告いたします。東京については、報道等でご存じと思いますが、7月21日に28円で結審しています。また、Cランクの岐阜が昨日28円で結審しております。以上です。

○ 山本部長

ただ今の説明について、ご質問等はありませんか。

○ 岩重委員

前回もお話ししましたが、いろんなこういう施策が出てきて、我々の方に血液として流れていくのだと思いますが、今のところ血管内が梗塞して全く行き届かないというか、解消されていない案件もまだまだございます。

また前回、リーマンショック、東日本大震災、この時にはその災害状況の大きさやそれ以降の中小零細へ及ぼす影響を考慮して、2か年にわたって何らかの措置という格好で、非常に最賃に関しての考え方が、少額も出て上げ幅に何とか落ち着いて、3年目からいろいろとステップアップしていったということをお話ししましたが、資料1の4ページの雇用調整助成金の対応で、①年末まで特に業況の厳しい云々のここでリーマンショック時の助成率を確保、そしてまた、それ以上の助成率を維持ということで中小企業に関しては書いていますが、リーマンショックのことを思うのであれば、目安の28円云々ではなくて、通常の状態でももう少し様子を見て、それからという格好でした方がよっぽどこのようにばらまくよりは良くはないかという気がします。これは意見ということで申し上げます。

○ 濱上委員

雇用調整助成金について、事務局の方にお聞きするのはいかがでしょうかと思うのですが、だいぶ財源が枯渇してきている。来年度は早速保険料の値上げ、企業の負担は増えるわけです。そのあたりはどのようなのですか。何か聞いていらっしゃるのですか。

○ 勝田室長

先ほど申し上げたとおり、まだ具体的に省令等の改正がなされていないのがありますので、詳細については分からないのですが、財源についてまでこちらで把握しているわけではありませんが、濱上委員が言われるように、新聞報道等では保険料を上げるという話が出ておりますので、そういうのを考えた上でこういう措置もしていかなければいけないのかなと思っております。ただ、こちらの方でそういう答えができるのかということもあります。

○ 濱上委員

来年度はそういった負担もあるのだろうなというのを知っておかないといけないかと思つたものですから、以上です。

○ 山本部長

それでは、今回は、労使双方から基本的な考え方あるいは上げ幅につきましてご意見をいただきました。その結果として、具体的な金額としては、労側からは様々な指標を用いてご説明の上、40円の引き上げを求めたいというご意見でありました。他方、使側からは今のコロナ禍での先が見通せないなど様々な理由を述べられまして、現行維持、回答としては0円というご回答でありました。

両者、かなり隔たりがございますので、それぞれお持ち帰りいただいて、本日お持ち寄りいただくこととしました。特に使側の方からは、今回もう少し具体的な金額の提示をしたいといったような話もありましたので、是非すり合わせができますようご協力をお願いいたします。

それでは、まず労側の方から、追加的に何かお考えやご提案がありましたらお願いいたします。

○ 白石委員

まず、使用者側の言われている論点のところですが、自分たちの最賃法とかに則った時の考え方と論点とちょっとずれているのかなというところですか。やはり3要素も含めてですが、きちんと労働者の底辺の人たちが生活できるということにもっていかなければいけないのではないのかなと再度思っております。地域間格差の是正ということもひっくるめて、重要なところではないかと思っております。パートの人にもいろいろ話を聞きますけれども、最賃が上がることによって、パートの人を含めた部分で定昇並びにそれありませんので、賃金の引き上げそして生活の保護という観点から見ても、ここはきちんと引き上げというような方向でもって行きたいと思っております。

○ 山本部長

ありがとうございました。

労側からは、特に金額の提示というよりも前回の議論を参考にした上で、最賃について、い

わゆる配慮すべき3要素、特に労働者の生活、雇用を確保したい、格差を是正したいといったご意見が重ねて表明されたかと思えます。

それでは続きまして、使側の方から金額を提示したいという話もありましたので、よろしく願いいたします。

○ 濱上委員

ワーキングプアの話がありましたけれども、その主旨は理解しているつもりではありますが、一方で、事業者プアというのですか、仕事をするにも事業活動が制約されるわけです。そうすると支払能力が本当に厳しくなっている。そういう人たちの生活はどうなるのか。やはり、そこにも目を向けていただきたいというのがあるものですから、今回このような提示をさせていただいているということです。

金額についてですが、私どもはあくまでも現行水準の維持というのが主張ではありますが、最賃引き上げというのが社会的要請ということについては理解しております。

何とか説明のできる、データに基づいた、特に事業主の皆さんを見て、合理的な額はないかということで考慮した結果ですが、まずこの前もお示ししました第4表のDランクの賃上げ率、これが平均で0.3%です。マイナスの業種も2つくらいあったのですが、そこは見ずに平均で0.3%ということですので、そこを見て現在の793円の0.3%ということで、2.3円という数字が出てきます。

去年は不本意ではあったのですが、3円引き上がっているという実績がございます。これは十分議論した結果として3円上がっているという実績があります。

それから、3円引き上げた場合の影響率が5.5%前後というようなことであります。決して低くはないのですが、5.5%で10%を切っているということもありますので、私ども使用者側とすれば3円というのがギリギリではないかということでございますので、3円の引き上げを提示させていただきます。以上です。

○ 山本部長

ただ今、使用者側から、事業者として支払能力が大変乏しくなっているということです。しかし、社会的な要請から賃上げというようなことも理解している。

だから、使側としては、説明のできる金額ということで、第4表の平均が0.3%アップであるということで、これに基づいて2.3円と。去年の実績が3円というのがあるので、これも斟酌して全体として3円を提示したいというご提案でありました。

今、双方からご意見承りましたけれども、何かそれぞれのご意見につきまして、双方からご質問などあれば出していただければと思いますが、何かございますでしょうか。

○ 喜納委員

使側の皆さんの方から具体的な提示がありましたけれども、隔たりは大きいです。

その中で、前回もお示ししましたけれども、実際の、ハローワークも含めて、求人誌の求人時間給は900円前後になっている。だから、それをお支払いして求人できる企業はあるし、今の段階でも有効求人倍率は直近で1.1であり、若干下がってもほとんど変わっていない状況からすれば、十分40円の引き上げに対応できる状況であるというふうに考えております。

リーマンショックや東日本大震災などありましたが、政府も含めてという政策的要素が強いと思われるかもしれませんが、引き上げ、底上げすることで経済へのプラス、生産のプラスが過去の調査でも実際に出ていますので、そこで落とすとまた景気に影響が出てデフレ傾向がひどくなり、決して経済は良くならないということで 28 円というまず目安を示したと思っています。

濱上委員の方からありましたが、去年の 3 円というのは首都圏なり東京との格差是正。決してイメージ持つほど生活基本のところでは格差はそれほどないということ。ましてや鹿児島でも車が無いとなかなか働きに出られない状況からすれば、決して時間給で働いている方々の生活の必要資金というのが、東京とか首都圏と比べて低くはないというふうに労側は考えています。

労側の 40 円、中賃でも示された世界標準も含めて、生活できる賃金である全国 1000 円、それは是非、使側の皆さんも経営者の皆さんの方に、将来は確実にそこに向かっていく。そのステップを踏まないと鹿児島は置いていかれるし、それぐらいの労働力としか見ていないというふうに、労側は低い賃金でいいのだと思わざるを得ないということを考えてくないので、是非ともご理解いただき、歩み寄りいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○ 山本部長

ありがとうございました。

ただ今、労側から、生活できる賃金をということを重ねて主張されました。差し当たり 40 円、中賃の目安が 28 円と出されていることも考慮してのことだと思えます。

他に何かご意見ありますか。

(意見なし)

○ 山本部長

それでは、40 円と 3 円ということで格差が大きいですので、このまま平場で話を進めておりましても、進められないということになりますので、労側、使側それぞれとの個別協議に入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部長

それでは、公益の方で相談しますので、いったん退席をお願いできますでしょうか。

(個別協議)

○ 山本部長

それでは再開させていただきます。

ただ今、労側、使側それぞれと個別協議を行いました。

結果として、労側としては、まだ依然として生活確保の必要性が高いということから、使側の 3 円という提案については、苦境はよく分かるけれども残念との意見です。現時点では、ま

だ 40 円からどうだというようなことを申し上げる段階ではない。ただ、28 円という中賃の目安が出ているということをも十分意識しているし、かつ、中央との格差を是正したいと、これをプラスして考えているといったようなお考えを明らかにされたかと思えます。

使側の方としても、やはり様々な支援措置があっても、今すぐではないと。当面 10 月から始まるとなっているものでも 2 か月 3 か月かかって、少なくとも今年中に何らかのお金が入ってくるといった具体的な措置ではないということ。そういったことも含めて、今の時点でこれ以上云々ということにはならないし、今回 3 円という提示をしていただいたのですが、これ以上という話にはなっておりません。

現時点でこれ以上、平場での議論で詰めていく段階にはないかと思えますので、今日の議論はここでいったん終えておきまして、次回、8 月 6 日の同じ時間帯に、さらに意見をすり合わせてまいりたいと思っております。

最後に、それぞれから何かおっしゃりたいことはございますでしょうか。

○ 白石委員

基本的な私どもは、1 回目、2 回目と提出させてもらいましたけれども、法律に則ったというようなところと、最賃の意義をきちんと頭に置きながら進めていきたいと思えます。やはり、労働者保護という観点から見ても重要なところではないかと思っております。私の方からは以上です。

○ 山本部会長

それでは、本日は以上にしたいと思います。

最後に、事務局の方からご連絡がありましたらお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

次回は、8 月 6 日金曜日、午後 2 時からの開催となります。

会場は、3 階の第 2 会議室になります。よろしくお願いいたします。

○ 山本部会長

それでは、次回は、予定どおり 8 月 6 日金曜日、午後 2 時から開催いたします。

それでは、最後に議事録確認者を指名します。労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いいたします。

本日の専門部会は、これで閉会します。どうもありがとうございました。